



平生町お知らせ版

令和7年（2025年）6月27日

目次

P1	戸籍に氏名の振り仮名が記載されます	町民福祉課 戸籍班
P2	クーリングシェルターを指定しました【公共施設】	健康保険課 保健班
P3	クーリングシェルターを募集します【民間施設】	健康保険課 保健班
	献血（移動採血車）にご協力を	健康保険課 保健班
P4	地球にやさしい電気自動車の購入を応援します ～令和7年度 電気自動車購入促進事業補助金のお知らせ～	環境政策室
	ペットの飼い方について	環境政策室
P5	丸山海浜パークの砂浜整地を行います	産業課 商工観光班
	「夏の交通安全県民運動」が実施されます	総務課 地域安全班
P6	家庭で眠っている本をお譲りください	平生図書館

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

町民福祉課 戸籍班

本籍地の市区町村から住民票の情報等を参考に戸籍に記載する予定の振り仮名を通知します。通知書の発送時期は市区町村によって異なり、平生町は7月4日に発送される予定です。通知書が届いたら、通知書に記載されている振り仮名に誤りがないか必ずご確認ください。

- ・ 振り仮名が正しい（誤りがない）場合…手続きは不要です。
- ・ 振り仮名が誤っている場合…令和8年5月25日までにオンライン（マイナポータル）のほか、郵送や町役場窓口にて必ず届出をしてください。届出をしなかった場合、令和8年5月26日以降に通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください▶



◆問合せ先

法務省コールセンター（TEL：0570-05-0310 受付時間 8:30～17:15）
町役場町民福祉課 戸籍班（TEL：56-7113）

回
覧

クーリングシェルターを指定しました【公共施設】

健康保険課 保健班

町では、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、「熱中症特別警戒アラート※」発表時に開放する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定しました。

※熱中症特別警戒アラート

県内15地点すべてで暑さ指数が35以上になると予想される場合、前日14時ごろに環境省から発表されます。
(参考：環境省熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/about_special_alert.php)

No	施設名称	所在地	開放可能日時	受入可能 人数	問合せ先
1	町役場1号棟 1階交流室	平生町 210-1	毎日 9:00～17:00	5人	56-7115
2	町保健センター 1階ロビー	平生村 178	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日を除く	5人	56-7141
3	平生まち・むら地域交流センター 1階ロビー			5人	56-5320
4	大野地域交流センター ロビー	大野南 803-1		5人	56-2504
5	曾根地域交流センター ロビー	曾根 1869-1		5人	56-2217
6	佐賀地域交流センター 1階ロビー	佐賀 1525-1		5人	58-0211

◆クーリングシェルター利用の注意事項

- ・施設の利用に当たっては、各施設の指示に従ってください。
- ・飲料等は各自でご用意ください。
- ・施設情報については変更する場合がありますので、最新情報については町ホームページをご確認ください。(右のQRコードを参照)

(<https://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/netsu/3034.html>)



◆問合せ先

町保健センター (TEL: 56-7141)

クーリングシェルターを募集します【民間施設】

健康保険課 保健班

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、町民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を募集します。

◆応募資格

クーリングシェルターの趣旨に賛同し、かつ次の条件を満たす町内の施設とします。

- (1) 適当な冷房施設を有すること。
- (2) 町民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること。
- (3) 山口県に熱中症特別警戒アラートが発表された場合に当該施設を町民等に開放できること。

◆運用期間

国が定める熱中症特別警戒アラートの運用期間（毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日）

◆募集期間 随時

◆応募方法

平生町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定同意書に必要事項を記入の上、持参もしくは郵送、電子メールいずれかの方法によって町保健センターへ提出してください。

※様式は町ホームページに掲載しています。（右のQRコードを参照）

(<https://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/netsu/3018.html>)

◆問合せ先 町保健センター（TEL：56-7141）



献血（移動採血車）にご協力を

健康保険課 保健班

移動採血車が次のとおり来町しますので、みなさんのご協力をお願いします。

◆日時および場所

月 日	時 間	場 所
7月9日（水）	午後2時～午後4時	平生町役場

※400mL 献血限定です。

※献血カードをお持ちの人はご持参ください。

※献血カードをお持ちでない人は「運転免許証」「マイナンバーカード」など本人が確認できる書類をご持参ください。

◆感染症予防のために

- ・受付時に体温測定を実施しています。発熱が確認された場合は、献血をご遠慮ください。
- ・会場に備えてある消毒液で手指消毒をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。

◆問合せ先 町保健センター（TEL：56-7141）

地球にやさしい電気自動車の購入を応援します ～令和7年度 電気自動車購入促進事業補助金のお知らせ～



環境政策室

町では、家庭からの地球温暖化対策を推進するため電気自動車の購入費用に対する補助事業を実施しています。ぜひ、この機会に地球にやさしい電気自動車の購入をご検討ください！

◆補助金額 上限 10 万円

◆補助対象となる車両 次のすべての要件を満たす電気自動車対象です。

- ・電気自動車（搭載した電池で駆動する電動機のみを動力源とする自動車）であること。
- ・平生町に住民登録がある個人が新車として購入し、使用の本拠地が平生町内であること。
- ・初年度登録または届出が令和7年2月1日以降であること。
- ・購入から100日以内（申請時点）であること。

◆申請受付期限 令和8年1月30日（金）まで 補助金の詳細はこちらから▶

◆問合せ先 町役場環境政策室（TEL：56-7126）



ペットの飼い方について

環境政策室

町には、犬の飼い方に関する苦情が多く寄せられます。

飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにすると共に、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物が共に生きていける社会の実現には、動物と接する「人」のモラルとマナーが必要です。



◆フン等の排泄物の放置はやめましょう

飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって自宅に持ち帰り処理しましょう。（公道の植え込みなどにフンを処分するのもやめましょう）散歩＝トイレタイムとせず、「排泄は散歩の前に自宅で済ませる」といったしつけや、犬のオシッコについても、散歩中もペットシーツを使用することや、しっかり水で洗い流すといったマナーが求められています。

◆犬の鑑札や注射済票は分かるように明示しましょう

町では、法に基づく狂犬病の予防や発生時の迅速な対応のため、犬に番号を付与し、犬に関する各情報や予防注射接種情報が記載された台帳を整備しています。町で発行した犬の登録番号が書かれた鑑札や狂犬病の予防注射済票は、首輪に付けるなど、番号が分かるようにしましょう。

※飼い犬が保護された場合、鑑札が付いていれば飼い主を早期に特定することができます。

※鑑札や注射済票を紛失した場合は、町役場環境政策室で再発行します。

◆飼い犬が人をかんだら、届け出が必要です。

飼い主は飼い犬が人に危害を加えないように十分な注意が必要です。

飼い犬が人をかんでしまったら、飼い主は保健所【山口県柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）22-3631】に届け出なければなりません。

犬にかまれた場合は、傷口を流水でよく洗い、病院を受診してください。

◆問合せ先 町役場環境政策室（TEL：56-7126）

丸山海浜パークの砂浜整地を行います

産業課 商工観光班

丸山海浜パークを利用される方に施設を快適にご利用いただくため、次のとおり砂浜整地を行います。整地工事中は危険防止のため、砂浜への立入りはできませんので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

◆実施日 7月10日（木）※荒天等の場合は、7月11日（金）に実施される予定です。

◆問合せ先 町役場産業課 商工観光班（TEL：56-7117）

「夏の交通安全県民運動」が実施されます

総務課 地域安全班

◆運動の目的

夏季は、暑さによる注意力の減退や夏休みに入ってからの子どもの解放感に加え、家族や若者のレジャーの活発化、県内外や国外からの観光客の増加等から、交通事故の多発が懸念されます。この運動は、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図るものです。

◆運動期間

7月11日(金)～20日(日)

◆重点事項

- ・歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ・子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ・自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- ・高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進

◆町の推進項目

「子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と
正しい横断方法の実践」

ドライバーは、横断歩道の利用者がいないことが明らかである場合を除いて、その手前で停止できるよう速度を落として通行しなければいけません。また、横断歩道を渡ろうとする人がいた場合は、その手前で必ず停止し、道を譲らなければいけません。

歩行者は、横断の意思を示す「手上げ横断」を実践し、ドライバー側の見落としによる交通事故を未然に防ぎましょう。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

家庭で眠っている本をお譲りください

平生図書館

平生図書館では、10月に「ひらお図書館まつり」を開催する予定です。

まつりでは「本のリサイクルコーナー」を設けたいと思います。よろしければ、みなさんの家庭で眠っている本をお譲りください。

- 直接、図書館にお持ちください。
- 辞典、辞書、漫画、教科書、問題集、雑誌（週刊誌・月刊誌など）の持ち込みは、ご遠慮ください。

◆問合せ先

平生図書館（TEL：56-2310）

次回発行日は7月11日（金）です
